

特定施設設置等届出のしおり

生駒市

1. 届出の種類

(1)騒音に係る届出の種類

届出の種類	届出の時期
特定施設設置届出書	設置工事開始日の30日前まで
特定施設使用届出書	指定地域となった日または特定施設となった日から30日以内
特定施設の種類の数変更届出書	変更工事開始日の30日前まで
騒音防止の方法変更届出書	変更工事開始日の30日前まで
氏名等変更届出書	変更のあった日から30日以内
特定施設使用全廃届出書	廃止した日から30日以内
承継届出書	承継のあった日から30日以内

(2)振動に係る届出の種類

届出の種類	届出の時期
特定施設設置届出書	設置工事開始日の30日前まで
特定施設使用届出書	指定地域となった日または特定施設となった日から30日以内
特定施設の種別及び能力ごとの数 特定施設の使用方法 変更届出書	変更工事開始日の30日前まで
振動防止の方法変更届出書	変更工事開始日の30日前まで
氏名等変更届出書	変更のあった日から30日以内
特定施設使用全廃届出書	廃止した日から30日以内
承継届出書	承継のあった日から30日以内

2. 届出

届出をしなければならない特定施設は、別表のとおりです。

また、次のことに注意して届出を行ってください。

- (1) 届出は、騒音・振動それぞれ必要な届出を各2部提出し、受理後1部を返却します。特定施設設置、使用・変更届にあたっては、受理書とともに返却します。
- (2) 書類の大きさは、原則としてJISのA4版の大きさに統一してください。ただし、A4より大きいものは、A4の大きさに折り、左閉じにして開けやすいように折り込んでください。

(3) 添付書類

ア. 工事または事業場の周辺の見取り図

イ. 工場または事業場の敷地内の建物等の配置図

ウ. 特定施設の配置図

エ. 特定施設から発生する騒音・振動に関する敷地境界における予測値および計算式

※ 騒音・振動ともに、氏名等変更届出書・特定施設使用全廃届出書・承継届出書には不要

(4) 届出にかかる罰則

項目	騒音	振動	両罰規定
設置を届出ない、虚偽の届出をした場合	罰金 5万円以下	罰金 30万円以下	あり
使用を届出ない、虚偽の届出をした場合	罰金 3万円以下	罰金 10万円以下	あり
数等の変更を届出ない、虚偽の届出をした場合	罰金 3万円以下	罰金 10万円以下	あり
市長の行う報告の徴収に応じない、虚偽の報告をした、市職員の立入り検査を拒んだ、または忌避した場合	罰金 3万円以下	罰金 10万円以下	あり
氏名等の変更・継承を届出ない、虚偽の届出をした場合	過料 1万円以下	過料 3万円以下	なし

両罰規定とは…代表者、代理人、または従業者が違反行為をした時は、行為者の他に法人または事業主にも罰金が科せられる規定。

3. 規制基準

(1) 騒音に係る規制基準(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分		
		昼間 8時～18時	朝・夕 6時～8時 18時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	第1,2種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域及び風致地区(第3種区域に該当する区域を除く。)並びに歴史的風土保存区域	50	45	40
第2種区域	第1,2種住居地域、準住居地域(これらの地域のうち第1種地域に該当する区域を除く。)及びその他の区域	60	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65	60	50

備考

- (1) 学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホーム(第1種区域内に所在するものを除く。)の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、上表の規制基準の値から5デシベルを引いた値とする。
- (2) デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- (3) 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- (4) 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - 1 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 2 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 3 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - 4 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(2)振動に係る規制基準(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	第1,2種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域、第1,2種住居地域、準住居地域及びその他の地域	60	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65	60

備考

- (1) 学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、上表の規制基準の値から5デシベルを引いた値とする。
- (2) デシベルとは、計量法別表2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- (3) 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- (4) 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 1 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
 - 2 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

(単位：デシベル)

指示値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2		1			

- (5) 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - 1 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 2 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 3 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

別表

「特定施設の種類の種類（騒音規制法施行令別表第1・振動規制法施行令別表第1）」

特定施設の種類の種類		騒音	振動
		原動機の定格出力等の条件	原動機の定格出力等の条件
金属加工機械	圧延機械	合計 22.5kW 以上	—
	製管機械	○	—
	ベンディングマシン	ロール式 3.75kW 以上	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上	○
	せん断機	3.75kW 以上	1kW 以上
	鍛造機	○	○
	ワイヤーフォーミングマシン	○	37.5kW 以上
	ブラスト	タンブラスト以外のもの（密閉式を除く）	—
	タンブラー	○	—
	切断機	といしを用いるものに限る	—
圧縮機（冷凍機に用いるものを除く）		—	7.5kW 以上
空気圧縮機（冷凍機に用いるものを除く）		7.5kW 以上	—
送風機		7.5kW 以上	—
土石・鉱物用	破碎機	7.5kW 以上	7.5kW 以上
	摩砕機	7.5kW 以上	7.5kW 以上
	ふるい	7.5kW 以上	7.5kW 以上
	分級機	7.5kW 以上	7.5kW 以上
織機		原動機を用いるものに限る	原動機を用いるものに限る
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	混練容量 0.45 m ³ 以上 （気ほうコンクリートプラントを除く）	—
	アスファルトプラント	混練重量 200kg 以上	—
	コンクリートブロックマシン	—	合計 2.95kW 以上
	コンクリート管製造機械	—	合計 10kW 以上
	コンクリート柱製造機械	—	合計 10kW 以上
穀物用製粉機		ロール式 7.5kW 以上	—
木材加工機械	ドラムバーカー	○	○
	チップパー	2.25kW 以上	2.2kW 以上
	碎木機	○	—
	帯のこ盤	製材用 15kW 以上 木工用 2.25kW 以上	—
	丸のこ盤	製材用 15kW 以上 木工用 2.25kW 以上	—
	かんな盤	2.25kW 以上	—
抄紙機		○	—
印刷機械		原動機を用いるものに限る	2.2kW 以上
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		—	30kW 以上（カレンダーロール機以外）
合成樹脂用射出成型機		○	○
鋳造型機		ジョルト式のものに限る	ジョルト式のものに限る

○ … 能力を問わず届出が必要 — … 届出が不要